

**藤井新著，平岩俊司・鐸木昌之・坂井隆・磯崎敦仁
編「北朝鮮の法秩序 -- その成立と変容」 (書評)**

著者	平井 久志
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	56
号	1
ページ	165-170
発行年	2015-03
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00040470

藤井新著 平岩俊司・鐸木昌之・坂井隆・磯崎敦仁編

『北朝鮮の法秩序——その成立と変容——』

発行：小石川ユニット 発売：世織書房
2014年 v+309 ページ

ひら い ひさ し
平 井 久 志

I

本書は2004年1月27日に、44歳の若さで亡くなった外交官、藤井新さんの北朝鮮の法制度についての著作である。藤井さんは2003年7月に念願のアジア大洋州局北東アジア課長に就任し、朝鮮半島にかけた長年の蓄積を、実際の外交の場でまさに開花させようとした時に病に倒れ、翌年に亡くなった。無念としか言いようのない死であった。

藤井さんは職業外交官であったが、その一方で研究者でもあった。本書は藤井さんが外交官という激務の一方で、研究者として遺した北朝鮮法制度についての研究業績を、死後10年を期して、藤井さんとともに研究会に参加した友人の研究者たちが改題と解説を加えて刊行したものである。

本書の内容である北朝鮮建国期における法制度は評者の専門領域でもなく、評者がこの著作の書評者に適しているとは思えない。だが、敢えてお受けしたのは、評者が藤井さんとの交友に深い感謝の念を抱き、その感謝へのお返しもできないまま、藤井さんが他界され、その悔しい思いを今も引きずっているからである。

藤井さんは1982年4月に外務省に入省し、83年7月から85年7月の2年間、ソウルに留学し、延世大学韓国語学堂とソウル大学法科大学院に通った。私も同時期の1983年11月から84年末まで延

『アジア経済』LVI-1 (2015.3)

世大学韓国語学堂に通い、ソウルで初めて藤井さんと知り合った。偶然だが、新村の下宿が隣同士だった。年齢は私が少し上だったが、約半年早くソウル留学をした藤井氏にずいぶんお世話になった。私は9年間の記者生活を経て、再び味わう学生生活が楽しくて仕方なかった。それも、一緒に食事をし、飲み、遊び、語り合い、時には旅行もした藤井さんのおかげでもあった。その後は、友人でありながら、外交官と朝鮮半島を担当する記者という関係が続いた。約20年の交友だった。死から10年を経て、彼の研究業績をまとめた本書に接し、外交官としての藤井氏の死を惜しむ気持ちとともに、北朝鮮研究者としての藤井さんの死を惜しむ思いを新たにした。

II

本書は第1部「北朝鮮をめぐる国際関係」、第2部「法務生活と契約法」、第3部「北朝鮮における法・経済制度」の大きく分けて3つの分野の北朝鮮法の分析で構成されている。

第1部の「北朝鮮をめぐる国際関係」の分野では、第1章「北朝鮮の国際法——独自の解釈と運用——」と第2章「朝鮮半島と国際連合——南北朝鮮の国連加盟問題——」の2論文が収録されている。第1章は北朝鮮で1988年に出版された『現代国際法研究』という本を手掛かりに北朝鮮の国際法のとらえ方を分析した論文である。

第2章は南北朝鮮が最初の国連加盟を申請した1949年から75年までの南北朝鮮と国連の関係を論じたものである。初出は1989年10月の有斐閣刊の日本国際政治学界編『国際政治』第92号である。

本論は1949年と51年の南北の国連加盟申請は、南北双方が、自己を朝鮮半島を代表する唯一の政府であるとしての申請であり、その結果、東西陣営の衝突であったとする。その後の1950年代後半からの南北朝鮮の加盟問題は当時の国連の新規加盟問題全体と密接な関わりを持ってきたと分析している。ソ連は新規加盟問題を打開するパッケージ・ディールとして1957年から58年において南北同時加盟を申請するが、本論は「ソ連の提案が単に同国の対朝鮮半島政策のみを純粋に反映したものと見るのは、正確ではないと思われるし、また、それが北朝鮮の意向を反映したものであるとの確証も持てない」と

分析している。

韓国の朴正熙大統領は1973年6月23日に「6・23平和統一外交政策宣言」を発表、国連への自国の唯一単独加盟という立場を変更し、南北同時加盟に反対しないという立場を表明した。しかし、北朝鮮の金日成主席は同日、「祖国統一5大綱領」を発表し、高麗連邦共和国の単一国号による南北連邦制実施や同国号による国連加盟を主張した。北朝鮮のこうした方針を受け、ソ連も1975年に韓国が加盟申請をした際に、同時加盟提案をせず、南北の加盟に関する合意がないことを理由に反対した。

1989年に発表された本論で藤井氏は、南北朝鮮の国連加盟は「基本的には1975年と類似の結果となる公算が大である」と指摘し「こうした状況を変える方法としては、南北朝鮮の間で加盟の方式に関して何らかの意見の一致を見るか、さもなければ、安保理事国、特に米国、ソ連、中国等の常任理事国の南北朝鮮に対するスタンスを変えるほかにないように思われる」と指摘している。本論はさらに、「1945年から75年まで一貫して見られる特徴としては、北朝鮮の受動的態度を挙げることができる」と指摘している。

結局、南北朝鮮は本論が発表された約1年半後の1991年9月に国連への同時加盟を果たした。北朝鮮は1991年5月27日に外務省声明を出し「南朝鮮当局が何とんでも国連に単独で加盟しようとしている」条件下で「一時的難局を打開するための措置として、現段階において国連に加盟する道を選択せざるを得なくなった」とした。北朝鮮はそれまでの「一つの朝鮮」政策を事実上、放棄するという大きな政策転換を行った。

まさに、藤井氏が本論で指摘した「一貫した北朝鮮の受動的態度」の反映であった。韓国は1988年のソウル五輪を成功させ、90年9月の韓ソ国交樹立など東側諸国との国交樹立を実現し、その韓国優位の流れが北朝鮮の国連加盟方針を変化させ、常任理事国の姿勢変化を生み出した。北朝鮮は1991年5月の外務省声明で「朝鮮の北と南が国連に別々に加盟せざるを得なくなった今日の事態は絶対に固定化されてはならない」としたが、20年以上を経た現在もそのままである。むしろ、冷戦崩壊後の状況で国際的に圧倒的に不利な立場にある北朝鮮が同時加盟により国連で韓国と同等の座を保持しているこ

とは、北朝鮮にとっては幸いといわざるを得ない。

III

東大法学部を出て外務省に入省した藤井さんは経歴からみるとエリート外交官という印象を与えるが、100キロを超える巨体の上にある人なつつこい笑顔をみればその印象は変わる。韓国の食堂で初めて一緒に昼食を取った時、何も言わないのに、食堂のアジュマ（おばさん）は、彼の前に金属製の器に入ったご飯を2つ置いて行った。彼は小さな笑い声を出しながら照れていた。

韓国留学後に米国のハーバート大学ロースクールに留学したが、その時期に、韓国で起きたある事件のとばっちりを受け、彼は厳しい状況にあった。彼がいろいろ思い悩んできた時期でもあった。当時、私は日本にいたが、時差のせいで、深夜に電話でそんな悩みを聞いた記憶もある。帰国後、外務省の経済協力局に配属されるが1988年8月に条約局に配属された。上記の論文はその条約局時代の成果だ。

そして藤井氏は1989年8月にアジア局北東アジア課課長補佐になり、朝鮮半島問題を担当する。日朝国交正常化交渉（第4回～第8回）に参加し、1992年3月には北東アジア課首席事務官になった。

この時期に、藤井さんから、北朝鮮と国連に関する興味深い話を伺った。実は、日本政府は北朝鮮が1991年9月に国連に加盟したことをうけて、北朝鮮の「国家承認」を検討していたという話であった。それがあるメディアで報道され、実現しなかった。これは自分のアイデアで、上司を説得してようやく省内にコンセンサスができたのに、つぶれたと嘆いた。彼は「国家承認」の国際法上の意味や、各国が「国家承認」にどのような姿勢を取っているかを詳しく説明してくれた。当時はまだ拉致問題も核問題もそれほど顕在化しておらず、日本政府が「国家承認」というカードで、対北朝鮮政策で一步踏み出そうとしていたのだ。日本政府は現在も北朝鮮を「国家承認」していない。しかし、この時の説明は、彼が大学時代に学んだ国際法や法的な思考が、外務省の実務に見事に生かされていると感じさせるものであった。

外交官の仕事は政権や政党、政治家の一定の枠組

みの中での仕事だけに、自分自身にフリーハンドが与えられるわけでない。それだけに、そこに葛藤も生まれる。多くの外交官は自分に課せられた「枠組み」を自明のこととして受け入れるが、藤井さんはその枠組みの中で、自分が蓄積した法的な知識や経験でさらに創造的な一歩を踏み出そうという努力を続けた外交官ではなかったかと考える。そこに彼の葛藤があり、価値があった。

IV

本書の第2部「法務生活と契約法」は第3章「北朝鮮における『遵法』の問題——『社会主義法務生活』を中心に——」と第4章「1948年の北朝鮮契約法」の2章で構成されている。

第3章は1990年2月の霞山会『東亜』第272号、第4章は89年6月、外交時報社『外交時報』第1259号に発表されたものである。藤井さんが条約局、アジア局北東アジア課に勤務した時代の論文である。

第3章は北朝鮮における立法以外での法秩序となっている「社会主義法務生活」を中心に北朝鮮における「遵法」のあり方を論じたものである。

本論によると、「社会主義法務生活」という言葉が初めて使われたのは金日成主席が1977年12月15日の最高人民会議第6期第1回会議で行った「人民生活を一層強化しよう」の報告の中であり、それは官僚主義に対し人民大衆の利益を擁護することを主目的としたと指摘している。

北朝鮮の百科事典では『社会主義法務生活とはすべての社会成員が社会主義国家が制定した法規範と規定の要求通りに仕事をし、生活することである』（『金正日選集』第7巻、330ページ）。社会主義法務生活は勤労大衆の自主性を擁護実現するための真の法務生活。特徴は法秩序に従う勤労大衆の自覚的な規律生活であり、法規範に基礎をおき、人々を統一的に動かし、共同生活を実現し、さらには国家的な組織生活であることにある」としている〔百科事典出版編集部2004〕。

一方、金正日総書記は1982年12月15日に「社会主義法務生活を強化することについて」を発表し、社会主義法務生活の強化、即ち、住民統制への強化が可視化される〔金正日1983〕。本論では、当

初の「社会主義法務生活」が官僚主義から人民の利益を守ることに重点があったが、金正日論文にあるように、1980年代に入り、これが住民統制の論理に転化していくことが指摘されている。

本論は「社会主義法務生活」について『『自覚性』と『集団性』を特徴としている』とし「このことは『主体思想』が人間の『意識性』を最も重視することとつじつまが合っている」と指摘している。

本論が指摘した金日成時代の「人民大衆の利益を擁護する」概念がいかにか「住民統制の論理」に転化していくかは、金正日総書記が金日成主席の発言の解釈権を独占し、後継体制の確立へと転化していく作業の一環ともいえるが、法規範などの分野でこれがどう進んだかを、金正日時代の後継体制づくりと関連して研究することはわれわれに遺された課題といえる。

V

本書の最大の成果は第3部の「北朝鮮における法・経済制度」に関する研究であろう。米軍の押収資料やソ連の資料などの膨大な一次資料を使って北朝鮮の建国期の法制度に焦点を合わせた研究はほとんどなく、この分野では画期的な成果といえよう。

北朝鮮建国期の研究については韓国の故徐東晩尚知大教授の研究がある。徐教授は東大大学院での博士論文として1995年に「北朝鮮における社会主義体制の成立 1945～61」を完成させた〔徐東晩1995〕。同論文は日本留学9年の歳月を費やして著述したA4で650ページになる大著であった。徐東晩氏はこの論文を補完し2005年1月に『北朝鮮社会主義体制成立史 1945～61』を刊行した〔徐東晩2005〕。評者はこの論文は、北朝鮮建国期の総合的な研究成果としては最も注目に値するものと考えられるが、この大著の中でも、政治・経済的な側面からのアプローチが中心で、北朝鮮の法成立史的な観点からの分析はそれほど多くはない。その徐東晩教授も2009年6月、54歳の若さでがんのために他界した。私は日本と韓国で最も親しくさせてもらった北朝鮮研究者を失った。

第5章の「法制度および統治機構の形成」は、北朝鮮が1945年8月15日の解放から47年2月に北朝鮮人民会議・人民委員会が設立されるまでの法の

制定過程と、北朝鮮の建国過程の関係を検討したものである。

本論はこの約1年半の間の過程を「この間の法制定、特に主要法令の制定過程をみると、これらさまざまな法令がまったく脈絡もなく制定されたわけではなく、実は、日本法の適用、裁判の脱日本化、社会・経済の体制作り、そして国家樹立の準備という大きな流れに沿って展開してきたことが分かる」と指摘し、解放後も一定期間、日本法が影響を残したことを明らかにした。

その上で、脱日本法の一応の完成が「1946年6月20日付けの『北朝鮮の検察所、予算および保安機関の刑事審理に関する法令』であり、同7月9日の臨時人民委員会決定第三一号『北朝鮮臨時人民委員会司法局、裁判所、検察所の権限と職務に関する基本原則中改正の件』で同基本原則第二〇条にあった日本法の『施行』を『参考』に切り換えることにより、日本法の提供問題に一応の決着を付けた」と解き明かした。

さらに1945年11月19日に設置された10局の行政局がそれぞれの分野で布告や指令を発し、これが北朝鮮の法規の役割を果たしていったと指摘する。その中心的役割を果たしたのは司法局で、同局は1945年11月16日、司法局布告第2号「1945年8月15日朝鮮でその効力を喪失する法令中、性質上朝鮮新国家建設および朝鮮固有の民情と条理に符合しない法令条項を除外し、その他の法令は、新法令を発令するときまで各々その効力を存続する」を公布した。本論は、これは日本統治時代の法の効力を存続させ法の空白を回避すると同時に、日本統治時代の法を自らの法で置き換えていく、いわば「法の脱日本化」の出発点でもあったと指摘した。

司法局など行政10局による法整備は、裁判制度の創設や刑罰規定の整備などを経て、1946年2月に発足した北朝鮮臨時人民委員会による法制定へと継承されていく。さらにこれは1947年2月に成立した北朝鮮人民会議・人民委員会での法整備へと発展し、48年9月の朝鮮民主主義人民共和国の建国へと向かった。本論はその各分野における法制定史を明らかにし、北朝鮮の建国過程を法制定史の視点から解き明かしている。

本論は朝鮮半島北部だけでの建国には、法制定のプロセスからは1946年6月末から8月にかけて転

換点があったと推論する。本論は1946年9月5日に公布された地方人民委員会規定および地方人民委員会選挙規定は、単に地方制度に関する法令ではなく、朝鮮民主主義人民共和国という国家樹立に向けた第一歩であると位置付けている。よってその前段階の同年6月末から8月に転換点があったとする。

VI

第6章「計画経済の基礎——初期北朝鮮における経済に関する法の制定過程——」も極めて興味深い論考である。

本論は1945年8月の解放から48年9月の建国までに、北朝鮮での計画経済の基礎がどのように形成されていったかを、経済に関する法令を通じて検証したものである。

本論は解放直後の予算や税制をチェックし、その後の主な産業分野での取り組みを検証していく。農業分野は「土地改革」により、「土地利用権は耕作する者に」という原則で農民の自作農化が進められ、土地は個人所有が中心となる。その一方で、「日本人」や「朝鮮人民の反逆者」の所有した資産を接収した工業分野では国有化が進み、民営が大半を占めていた商業分野では社会主義化に向けた取り組みが進められた。

本論は土地改革の進め方や、工業分野での国有化、国家による金融機関の設置、個人所有の保護の状況を法制面で論じている。中でも社会主義の中核的な機能である食糧の収集と配給を担う「糧政」への分析、計画経済の基礎になる予算の策定などを分析している。

これは評者の仮説であるが、解放直後の北朝鮮にあっては、ソ連当局が求めたのは一党独裁の社会主義的国家ではなく、ゆるやかな統一戦線的な親ソ連国家ではなかったかと思われる。当然、当初は主流を占めた個人所有の資産や経済活動は社会主義体制の整備が進むとともに、農業の集団化や商業の国営化も進んでくる。配給制を基本とした社会主義経済体制への方向性が強まった。しかし、北朝鮮は金日成主席が1994年7月に死亡した時期に大きな試練を迎えた。

北朝鮮は1990年代半ばに、旧社会主義経済ブロックの崩壊と大洪水などの自然災害で膨大な餓死

者まで出した「苦難の行軍」という危機に直面した。金正日総書記はこの危機を、軍を中心とした「先軍体制」で乗り越えようとした。経済危機が底を打った後の2002年に「7・1経済措置」、北朝鮮で言うところの経済管理改善措置を打ち出した。だが、この措置は2000年代中盤に保守派の抵抗に遭い中途半端に挫折し、2009年11月には電撃的にデノミが実施され市場が閉鎖された。

しかし、この措置は見事に失敗し、2010年1月には北朝鮮当局は政策の失敗を謝罪し、市場は復活する。金正恩政権になり、「6・28措置」と呼ばれる2002年の「7・1措置」の延長とみられる経済管理改善措置や農業での圃田担当責任制導入や農民のインセンティブを刺激する政策などが取られている。

北朝鮮の経済政策は、試行錯誤を経ながらも、緩やかな経済改革の方向に進みつつある。この緩やかな経済改革はいずれ、その経済改革を保証する法的な裏付けを必要とする時期が来るだろうし、商業銀行の設置など新たな市場経済的環境をつくるために法的措置を迫られるであろう。

評者が本論を読んで興味深かったのは建国期の北朝鮮が個人所有を認めながら社会主義経済体制へと移行していく過程であった。現在の北朝鮮の実情は、この流れに逆行しているように見える。社会主義統制経済を前提とした法的システムが、実態としての経済における市場経済的な要素の拡大によって、改正を迫られる動きが今後出て来るとみられる。ちょうど、本論が指摘した個人所有を認めながらも社会主義システムへの移行が行われたように、社会主義の枠組みや名分を残しながら次第に市場主義的な要素を法的に保証していくような流れが生まれるのではないかという仮説である。

Ⅶ

藤井さんは1994年11月に北東アジア課首席事務官から北米局北米第1課首席事務官に転じ、97年2月に在フィリピン日本大使館一等書記官、99年1月同参事官、2000年1月国連日本代表部参事官となり、2002年中東アフリカ局中東第1課長としてイラク戦争などに対応した。念願のアジア大洋州北東アジア課長になったのが2003年7月であった。

1994年11月から2003年7月まで約8年半の間、朝鮮半島担当からは外れることになった。

フィリピン大使館勤務時代は、日本の病院などの不法投棄ゴミがフィリピンに「輸出」されていたことが問題化した。マニラを訪問した際に「大晦日にゴミの中で日本の医薬品ゴミの仕分けをしていたんですよ。なんでこんなことをしなければならないんでしょうね」と笑いながら愚痴をこぼしていた。2000年9月の国連ミレニアムサミットに金大中大統領が出席するので、私はこの取材にニューヨークへ出張した。

国連の周辺を歩いていると、向こう側から太った東洋人が歩いて来て、それが藤井さんだった。偶然の出会いだった。彼は食事をしながら「日本の国連分担金を削るのに各国に理解を求めるのが今の仕事なんですけど、僕にはもっとやらなければならないことがあるんですけどねえ」と笑いながら自分の仕事を説明していた。

2003年7月からの北東アジア課長の仕事は本当に満を持してのものだった。急に痩せ出したので「ダイエット？」という、笑って答えなかったが、なぜもっと体に気を付けるようにきつく言わなかったのか今でも悔やまれる。

Ⅷ

本書は鐸木昌之尚美学園大教授が主催し1986年から93年まで続けられた北朝鮮研究会での蓄積をもとに藤井さんが築いた研究業績でもある。研究会には、政治やイデオロギー分野での北朝鮮研究の第一人者である鐸木さんと、公安調査庁で北朝鮮分析のエキスパートであり現在は北朝鮮研究者である坂井隆さん、国際政治の分野からの北朝鮮研究で著名な平岩俊司関西学院大教授が参加した。藤井さんは、鐸木さんと坂井さんという北朝鮮研究の学兄とソウル留学時代からの友人である平岩さんという格好の学友を得ることで、自分自身の中にある外交官とは別の、研究者としての領域を切り開いて行った。本書の解説などによると、藤井さんの研究のための資料提供には鐸木さんが大きな役割を果たしたようであり、本書の業績には鐸木さんの産婆術が大きく寄与したようにもみうけられる。鐸木さんは「編者まえがき」で、平岩さんの言葉として、藤井

さんの研究に取り組む姿は「遊び盛りの子供に大好きなおもちゃを与えたようなものだ」と表現されている。目に浮かぶようである。外務省の仕事をする一方で、藤井さんが「北朝鮮法」というパズルを解くのに熱中している様が思い浮かぶ。

本書の特色は北朝鮮研究を法規範や法律の制定とその施行、法適用の現実のあり方などの分野から行ったことである。法学的アプローチからの北朝鮮研究の成果が少ない現状では、先行研究のない未知の研究領域に踏み出した研究である。北朝鮮研究は朝鮮語ができなくてはならず、その中でも法的な素養がないと法学的なアプローチには取り組めない。しかも、北朝鮮法の研究は、社会主義法一般の素養以外に、主体思想などのイデオロギー分野や首領制などの北朝鮮の特殊な社会システムへの理解がないと困難である。当然のことながら、そうした素養を持った研究者は少なく、その分野は未開の地であった。先行研究がないだけに、研究は困難を極める。だが、法的な思考を得意とした藤井さんは、その未知の領域のパズルを「知恵の輪」のように楽しみ、その研究を、外交官とは別の自分自身の「秘密の部

屋」の宝物として大切に育んだ。

日本の朝鮮半島外交は、この間、重大な局面が続いており、外交官としての藤井さんを失ったことは痛恨の極みだった。そして、さらに藤井さんの死により、法学的なアプローチからの北朝鮮研究という分野において、われわれは貴重な人材を失ったのである。

文献リスト

<日本語文献>

徐東晩 1995. 「北朝鮮における社会主義体制の成立 1945～61」 東京大学博士論文.

<韓国・朝鮮語文献>

金正日 1983. 「社会主義法務生活を強化することについて」 『朝鮮中央通信年鑑』1983年版 平壤.

百科事典出版編集部 2004. 『朝鮮大百科事典』簡略版 平壤 百科事典出版社.

徐東晩 2005. 『北朝鮮社会主義体制成立史 1945～61』 ソウル ソンイン社.

(共同通信客員論説委員・立命館大学客員教授)